

認定農業者の皆さまへ 重要なお知らせ

認定農業者が国県等の支援措置(補助金等)を活用するためには、「地域計画」の「目標地図に位置づけられている者」であることが要件となる場合があります。

「地域計画」とは？

農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定される「地域における将来の農地利用の姿を明確化した設計図(羅針盤)」です。概ね10年先を見据えて、誰がどの農地を利用するかなどを地域の話し合いに基づいてまとめる計画です。令和7年3月末に策定されます。

「目標地図」とは？

地域計画と同様に、農業者や地域の皆さんが話し合った「概ね10年先の農地のあり方、目指すべき姿を一筆ごとに定めた地図」です。上記の地域計画に添付する重要な地図で、各地域の農業委員や農地利用最適化推進委員が中心となって作成します。

具体的な支援措置(例)

下表は一例です。今後、様々な場面で目標地図への位置づけが条件になります。

	支援措置の名称	支援措置の内容
経営所得安定対策	● 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) ● 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	諸外国との生産条件の格差による不利のある畑作物(麦、大豆、そば、なたね等)を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金(標準的な生産費と販売価格の差額)を直接交付します。 収入減少による農業経営の影響を緩和するため、米・麦・大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填します。(補填の財源は、農業者1:国3の割合で負担)
融資	● 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	農業用機械や施設の整備などに制度資金が活用できます。また、目標地図に位置づけられている場合は、貸付当初5年間の実質無利子化となります。
税制	● 農業経営基盤強化準備金制度	経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立金を個人は必要経費、法人は損金に算入できます。また、圧縮記帳することもできます。
設備投資支援	● 担い手農業経営支援事業(市独自補助金)	認定農業者(個人・法人)、認定新規就農者及び生産組織に対して、農業機械導入にかかる経費の一部を支援します。(補助率1/5、補助上限20万円)
農地の借り受け	● 農地中間管理事業(農地バンク)	目標地図の達成のため、農地中間管理機構を介して農地を借り受け、必要に応じて条件整備などを行い、担い手がまとまりのある形で農地を耕作できるようになります。
後継者支援	● 経営継承・発展等支援事業	認定農業者である先代事業者から、その経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者に対して、経営発展に関する取組を支援します。(補助上限100万円)

ご確認ください

十日町市の地域計画では、全ての認定農業者を目標地図に位置づけています

【認定農業者 に関すること】

十日町市 産業観光部 農林課 農業企画係

☎ 025-757-3120

✉ t-norin@city.tokamachi.lg.jp

【目標地図 に関すること】

十日町市 農業委員会事務局

☎ 025-757-3286

✉ t-noi@city.tokamachi.lg.jp